



用語解説

あ行

用語	解説
アイドリングストップ	自動車の人待ち、荷下ろしなどの駐停車時に不必要なアイドリングを自粛すること。
IPCC	地球温暖化問題に関する初めての政府レベルの検討の場として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された国連の組織。
アスベスト（石綿）	天然の鉱物で、熱や摩擦等に強い特性があるため過去には建築資材として使用されていたが、その粉じんを吸引すると肺がん、悪性中皮腫などの病気の原因となるおそれがある。大気汚染防止法では、飛散性石綿を使用している建築物等の解体等作業時における事前届出、飛散防止対策の実施を義務づけている。
一酸化炭素	化石燃料の不完全燃焼などによって生成される無色無臭の気体で、大気汚染物質の一つ。自動車から多く排出され、交通量の多い幹線道路等で問題になる。
ウォームビズ	暖房時の室温20℃でも快適に過ごせるよう「衣」「食」「住」において様々な工夫を行うこと。
運輸部門	二酸化炭素の部門別排出量の「部門」の一つ。最終エネルギー消費のうち、住宅・工場・事業所の外部で人・物の輸送・運搬により排出される温室効果ガスを計上する部門。
エコインフラ事業	従来のインフラ機能に加え、低炭素化などの環境機能を加えたインフラを建設する事業のこと。
エコティーチャー	環境の保全及び創造に関する知識の普及啓発や意欲の増進を図るため、研修会や講演会等で指導をする環境学習指導者のこと。
エコドライブ	環境に配慮した自動車の運転のこと。やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める等、燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の排出量を減らす取組の一環。
エコナビわかやま	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき策定した和歌山県の環境教育等行動計画のこと。環境学習・環境保全活動に取り組む際に、手引きとして活用できるよう工夫している。
ESCO事業	Energy Service Company の略。ESCO事業者が顧客に省エネサービスを提供して省エネ効果を保証し、光熱水費の削減分の一部を報酬として受け取る仕組み。省エネに関する設備投資やサービス料を省エネ効果である光熱水費削減分で賄うことから顧客は新たな財政支出が不要となる。
エネルギー転換部門	二酸化炭素の部門別排出量の「部門」の一つ。電気事業者、ガス事業者、熱供給事業者などが石油、石炭等の一次エネルギーを、各部門で消費される最終エネルギーに発電や石油精製等で転換する際、排出される温室効果ガスを計上する部門。



エネルギーミックス	それぞれ特徴のある発電方式から、特定の発電構成に偏らず、火力、水力、再生可能エネルギー等を組合わせて、電源を構成すること。
LED	Light Emitting Diodeの略で、日本語で発光ダイオードのこと。白熱電球と比べると消費電力が少なく、さらに寿命がかなり長いことが特徴。
大阪湾フェニックス計画	長期安定的に、かつ広域的に廃棄物を適正に処理し、併せて港湾の秩序ある整備を図るために、和歌山県を含めた近畿2府4県168市町村が参画している事業。大阪湾に広域処分場を設置して、対象地域から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分を行っている。
オゾン層の破壊	太陽からの有害な紫外線を吸収し地球上の生物を保護する重要な役割を果たすオゾン層が、フロンガスなどによって破壊されること。健康被害や生物への被害が心配される。
温室効果ガス	二酸化炭素、水蒸気、フロンガスなど、大気中に存在し地表面から宇宙空間に放出される熱を吸収するガス。大気中濃度が上昇すると必要以上の熱が蓄積され、地球温暖化の原因といわれている。

か行

用語	解説
カーボンオフセット	ある場所で排出される温室効果ガスをほかの場所で植林・森林整備、再生可能エネルギー事業等によって、直接的、間接的に相殺しようとするもの。
家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）が正式名称。小売業者、製造業者等による家電製品等の廃棄物の収集、再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。
環境影響評価 (環境アセスメント)	開発事業による重大な環境影響を防止するために、事業内容を決める際、事業が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者が調査、予測、評価を行い、その結果を公表して市民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえ環境の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度。
環境カウンセラー	環境省が実施する審査により認定される。環境問題に関する専門的知識や豊富な経験を有し、市民や事業者等の環境保全活動に対する助言（カウンセリング）を行う人材として活躍している。
環境基準	人の健康を保護したり、生活環境を保全していくため、維持することが望ましい基準として定められているもの。環境基本法によって、大気、水、土壌、騒音などについて定められている。環境基準は、工場や事業場を規制する排出基準とは異なり、主に行政機関が様々な取組を行う際、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保っていくか、あるいは改善していくかを考えるための指標として定められている。



環境保全協定	法令の規制を補完するものとして、環境保全の目標値の設定、具体的な対策の明示などを内容とした環境保全対策を、事業者が自主的に地方公共団体と締結するもの。規模の大きな工場を対象にしている。
環境マネジメントシステム	事業者が自ら環境方針や行動計画を定め、実施、点検及び見直しという一連の行動を継続的に行い、事業活動に伴う環境負荷や環境リスクを低減する経営システム。
企業の森	和歌山県内の森林資源について、企業や労働組合などが、森林所有者、森林組合と賃借契約等を結び、森林整備や様々な活動の場として利用することにより、県内の森林環境保全に様々なかたちで取り組んでもらう事業の総称。
基準年度	削減目標（何%の削減など）の基準となる年度のこと。
きのくにエコスクール基準	環境配慮に関する学校経営上のチェック項目などを含んだ学校版ISO基準。環境問題についての基本概念や学校・家庭で実践してほしい内容をチェックする表などで構成している。
98%値	1年間に測定されたすべての日平均値を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて98%目に該当する日平均値のこと。大気中の二酸化窒素やPM2.5の環境基準適否の評価に使用する。
京都議定書	1997年12月、京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進各国は2008年～12年における温室効果ガスの削減数値目標（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）を約束した。2004年11月、ロシアが批准し要件を満たしたため、2005年2月16日発効した。
クールビズ	冷房時の室温28℃でも快適に過ごせるよう「衣」「食」「住」において様々な工夫を行うこと。
県災害廃棄物処理支援要員	大規模災害時等に、被災市町村における適正かつ迅速な災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、知事が任命し、市町村へ派遣する県職員のこと。業務内容は、災害廃棄物収集・処理体制の確立支援、災害廃棄物発生状況の情報収集、廃棄物処理施設被災状況の情報収集及び災害廃棄物仮置場・集積場の設置及び運営支援である。和歌山県独自の制度で平成26年6月30日から任命している。
建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）が正式名称。建設工事受注者による分別解体及びリサイクル、建設工事発注者や元請業者などの契約手続き等が規定されている。
原単位	各種の生産要素がどれだけ効率良く生産に使われているかを見る指標で、一定量の生産をするのに必要な各種の生産要素の量のことをいい、労働力原単位や原料原単位、エネルギー原単位などがある。
公益的機能	農地や森林などが持つ、水源かん養機能や国土保全機能、自然維持機能など、私たちに利益をもたらす機能のこと。



光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質。光化学スモッグの原因となり、高濃度では目や喉の粘膜を刺激する。
工業プロセス部門	二酸化炭素の部門別排出量の「部門」の一つ。セメント、生石灰などの鉱物製品や、アンモニアなどの化学製品を工業的に製造する際に、物理的・化学的プロセスから排出される温室効果ガスを計上する部門。
交通流	主に道路交通のこと。交通流の集中・交通渋滞を抑制・解消し、自動車の走行を円滑にすることで、騒音や排出ガスによる大気汚染を軽減することができる。
小型家電リサイクル法	使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）が正式名称。デジタルカメラやゲーム機等の使用済み小型電子機器等の再資源化を図るための国の基本方針や再資源化計画の認定、産業廃棄物処理業許可の特例等が規定されている。
国連環境と開発に関する世界委員会	1984年に国連総会決議に基づき設立され、1987年にブルントラント委員長のもと、報告書『Our Common Future』を発表。ブルントラント委員会ともいう。
国連気候変動枠組条約	正式には「気候変動に関する国際連合枠組条約」という。1992年にリオ・デ・ジャネイロで開かれた「環境と開発に関する国際連合会議」で採択され、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意。同条約に基づき、1995年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されている。
COP	国連気候変動枠組条約締約国会議のこと。1992年採択の国連気候変動枠組条約により、1995年以降毎年開催されている。1997年のCOP3では、先進国に拘束力のある削減目標を定めた「京都議定書」が採択。2015年のCOP21では、2020年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択された。
こどもエコクラブ	次世代を担う子供たちが地域において、楽しく主体的に環境学習及び環境保全活動を行えるよう、環境省は、全国にこどもエコクラブを発足させた。同省の委託により、（公財）日本環境協会に全国こどもエコクラブ事務局を置き、会員手帳、バッチ、ニュースレター等を作成、会員に配布するほか、環境学習のためのプログラムや学習教材の提供等を行うもので、地方公共団体及び各種団体等と協力して事業を進めることにより、子供たちの環境学習及び環境保全活動の推進を図るものである。
コンパクトでスマートなまちづくり	都市の中心部にさまざまな機能を集め、路線バスなどを用いることで自家用車を使わずとも便利に生活できるといった、環境に配慮した低炭素都市をつくろうという試み。



さ行

用語	解説
災害廃棄物処理計画	災害時に発生する廃棄物をできる限り迅速かつ計画的、効率的に処理し、住民の生活環境の保全に努めつつ都市機能の早期回復を図るための処理計画。周辺市町村との相互協力体制、廃棄物処理に必要な資機材の備蓄、がれきの一時保管場所である仮置場の配置計画及びし尿・生活ごみ・がれき等の処理計画などの内容を含む。
再生可能エネルギー	太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど通常エネルギー源枯渇の心配がないエネルギーのこと。ダムなどの建設を伴わない小規模の水力発電も再生可能エネルギーに含まれる。
里地・里山	一般的には、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域を指す。人の手が加えられながら維持された環境として、特有の生態系を持つ重要な地域であるが、高齢化などが原因で、管理する人が少なくなっているという問題がある。
産業部門	二酸化炭素の部門別排出量の「部門」のひとつ。第一次産業及び第二次産業に属する法人ないし個人の産業活動により、工場・事業所内から排出される温室効果ガスを計上する部門。工場・事業場の外部での物資の輸送により排出される温室効果ガスは運輸部門に計上する。
COD	化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）の略。河川や海水の汚れの度合いを示す指標。水中の有機物などの汚濁源となる物質を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化する際、必要とされる酸素量を表し、数値が大きいくほど水中の汚濁物質の量も多いということを示している。環境基準では、海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。また、年間の環境基準達成状況は、75%値により評価を行う。
自然公園	すぐれた自然の風景地の保護とその利用の増進を目的として自然公園法や自然公園条例に基づき指定された公園で、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園がある。
自然公園指導員	国立公園及び国定公園の保護とその適正な利用の推進のため、公園利用者に対し公園利用の際の遵守事項、事故防止等の必要な助言及び指導を行うとともに、必要な情報の収集及び提供を行う。
自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）が正式名称。廃車となる自動車のリサイクル及び適正処理を図るため、所有者、関連事業者、自動車メーカー、輸入業者の役割を規定している。
小規模事業場	水質汚濁防止法及び和歌山県公害防止条例による排水基準等（有害物質を除く）の適用を受けない工場・事業場（1日あたりの排水量が50トン未満）などのこと。
食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）が正式名称。食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに肥料や飼料等としてリサイクルを図ることを目的とし、食品関連事業者等が取り組むべき事項が規定されている。



森林インストラクター	林野庁が平成3年に創設した資格制度で、森林を利用する人に、森林や林業に関する適切な知識を伝え、森林の案内や森林内での野外活動の指導を行う専門家のこと。
森林吸収量	森林による二酸化炭素吸収量のこと。森林吸収量の算定対象は京都議定書で定められており、新規植林や間伐など、適切な森林経営が行われていることが条件となる。
水質測定計画	水質汚濁防止法第15条第1項に基づき都道府県が策定する公共用水域、地下水の水質の測定に関する計画のことで、測定地点、測定項目、測定回数、測定方法等を定める。(1年単位)
スプロール現象	都市の成長にともない、市街地の開発が郊外へと拡大し、都市の周辺に残る農地や里山が、無秩序に宅地化されていくこと。
3R	廃棄物の発生抑制(リデュース・Reduce)、再使用(リユース・Reuse)、再生利用(リサイクル・Recycle)の3つの頭文字をとったもので循環型社会を推進していくための取組。
生活環境項目	水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目。これには、pH、BOD、COD等9項目あり、基準値は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、工業用水等の利用目的に適応した類型によって項目ごとに定められている。
生活排水対策	生活排水とは家庭から出る排水(台所、風呂、トイレなど)のことをいい、水質汚濁の大きな要因となっている。特に生活雑排水(生活排水のうち、トイレの排水を除いたもの)についての対策が重要となる。合併処理浄化槽や公共下水道などの整備は有効な手段である。
瀬戸内海的环境保全に関する和歌山県計画	瀬戸内海環境保全特別措置法第4条の規定に基づき、和歌山県の区域において、瀬戸内海の保全に関し実施すべき施策について定めた計画。
ゼロエネルギーハウス	家庭におけるエネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等により削減し、エネルギー消費量が正味でゼロ又は概ねゼロとなる建物のこと。

た行

用語	解説
大気常時監視網	大気汚染物質の濃度などを、大気自動測定機を用いて24時間365日監視するための監視網。和歌山県では平成25年度からクラウドシステムを用いた大気常時監視システムの運用を開始し、監視データをホームページ上で公開している。



第5次評価報告書	IPCCによって発行された地球温暖化に関する5番目の報告書。2013年から2014年にかけて発表された。「気候システムの温暖化には疑う余地がない」「人間による影響が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高い」ことが示された。
炭素貯留効果の高い	土壌中などに二酸化炭素を封じ込める効果が高いということ。農業土壌にたい肥等の有機物を施用することで、その効果が上がる。
地球温暖化対策の推進に関する法律	地球温暖化に関し、国、地方公共団体、事業者、国民の責任を明確にし、地球温暖化対策を推進することにより、国民の健康と文化的生活を確保し、人類の福祉に貢献することを目的とした法律。2014年の改正で、三フッ化窒素が温室効果ガスの種類として追加された。この法律において、国は「地球温暖化対策計画」を、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定することとされている。
地球温暖化対策地域協議会	地球温暖化対策を地域で推進するためにつくられる行政・事業者・住民からなる組織。2002年の地球温暖化対策推進法の改正で盛り込まれた。
地球温暖化防止活動推進センター	地球温暖化対策推進法に基づき設置が定められた地球温暖化防止に向けた普及啓発のための組織。全国に1箇所及び、都道府県または指定都市等に各1箇所を指定することができることと決められている。
地産地消	「地元で生産された農林畜水産物を地元で消費する」という意味で使われている言葉。地産地消を進めることで、化学肥料や農薬の削減、食料の遠距離輸送にともなうエネルギー資源の抑制という効果が期待される。
長期エネルギー需給見通し	経済産業省がエネルギー基本計画の方針に基づき決定する。エネルギー政策の基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達成すべき政策目標を想定し、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現されるであろう将来のエネルギー需給構造の見通し。
底質	底質は、魚介類等の生息の場であると同時に、水質汚濁に係る化学物質等が蓄積・溶出する媒体であり、水環境を構成する重要な要素である。このため、底質中の化学物質等の正確な濃度を把握することは、水環境の状況の把握にとどまらず、排出抑制対策の立案やその効果の評価等、水環境を保全していく上で非常に重要。
適応計画	気候変動の影響への適応を計画的かつ総合的に進めるために政府が定めた計画。気候変動による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指す。
デング熱	熱帯や亜熱帯の全域で流行した感染症で、2014年8月に国内でデング熱に感染した患者が報告された。デングウイルスの感染による急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。ウイルスに感染した患者を吸血した蚊が、他者を吸血することで感染が拡大する。感染しても発症しないことも多い。



特定施設 (水質汚濁関係)	排水の水質の規制が必要な施設で、人の健康を害するおそれのあるもの、または生活環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を流す施設のことで、水質汚濁防止法施行令に示されている。
土壌汚染対策法	特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止になった敷地や、3,000㎡以上の土地の形質を変更する場合に土壌汚染のおそれがある等の場合、土壌調査を命令し、汚染のある場合は区域指定を行い適切な措置等を命じることができる法律。

な行

用語	解説
75%値	年間にわたる日平均値の全データを値の小さいものから順に並べたとき、小さい方から75%目にあたる数値のこと。水質汚濁に係る環境基準（BOD、COD）の適否を判断するために用いる。
二酸化いおう	化石燃料の燃焼などによって発生する大気汚染物質の一つ。目の粘膜への刺激や、呼吸機能に影響を与える。
二酸化窒素	化石燃料の燃焼などによって発生する大気汚染物質の一つ。呼吸機能に影響を与える。
21世紀環境立国戦略	国内外をあげて取り組むべき環境政策の方向を明示し、今後の世界の枠組み作りへ日本として貢献するうえでの指針として閣議決定された文書。低炭素社会、循環型社会、自然共生社会などからなる持続可能な社会を目指す。
日本の約束草案	約束草案とは、COP21に先立って各国が提出した、各国内で決めた2020年以降の温暖化対策に関する目標を意味する。日本の約束草案では国内温室効果ガスの排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比26%減を目標に掲げている。
熱回収	再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）をできる限り実施した後、発電や温水利用等により熱回収を行うリサイクル。

は行

用語	解説
ばい煙	大気汚染防止法では、次の物質をばい煙と定義している。 (1) 燃料その他物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物 (2) 燃料その他の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの。
バイオマス	木材、海草、生ゴミ、糞尿、プランクトンなど、化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機エネルギーや資源のこと。化石燃料の代替として利用することで化石燃料使用量の削減を図ることのできる自然エネルギーとして注目されている。



廃棄物部門	二酸化炭素の部門別排出量の「部門」の一つ。埋立、排水の処理、廃棄物の焼却などにより排出される温室効果ガスを計上する部門。
排出係数	温室効果ガスの排出量は、活動量（ガソリン、電気などの使用量）に排出係数を用いて算出する。電気事業者から供給された電気を使用している場合は国が公表する電気事業者ごとの排出係数を用いて算出している。（電気の場合、火力、水力、原子力、太陽光、風力など発電の種類によって排出係数が異なる。）
排水基準	排水基準は、水質汚濁防止法及び和歌山県公害防止条例に規定されている工場・事業場からの排水の規制を行うための基準。カドミウムなどの有害物質やBODなどの生活環境項目ごとに定められている。
パリ協定	2015年にフランス・パリで開催されたCOP21において採択された。気候変動に関する2020年以降の新たな国際枠組みで、世界共通の長期目標として2℃目標の設定や、すべての国による削減目標の5年ごとの提出・更新、各国の適応計画プロセスと行動の実施などを定めた。
PRTR法	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）が正式名称。有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律。
PM2.5	大気中に漂う粒径2.5μm（マイクロメートル）以下の粒子状物質のことで、排ガスなど人為的なものだけでなく、火山灰など自然発生によるものもある。
BOD	生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略で。河川等の汚れの度合いを示す指標。水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化するときに必要とされる酸素量から求める。数値が大きいくほど水中の汚濁物質の量が多いことを示している。環境基準では、河川の汚濁指標として採用されている。また、年間の環境基準達成状況は、75%値により評価を行う。
PCB特措法	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）が正式名称。PCBは有害な化学物質であり、和歌山県内にあるPCB廃棄物は、PCB特措法及び国のPCB廃棄物処理基本計画で定められた処理期限までに処理しなければならない。
PPM	Parts Per Millionの頭文字をとったもの。100万分の1を表す。
干潟	潮の満ち引きで海に沈んだり現れたりする砂泥地。魚介類だけでなく、それらを餌にする鳥類も集まるなど、多様な生物の生息地である。
浮遊粒子状物質（SPM）	大気中を浮遊する物質のうち、粒径が10マイクロメートル以下のものをいい、比較的大気中に長く滞留し、高濃度で呼吸器に影響を及ぼす。



フロン類	冷蔵庫・エアコンの冷媒、電子部品の洗浄などに使われるガスで、炭素とフッ素の化合物をいう。このうち、CFC（クロロフルオロカーボン）とHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）がオゾン層破壊物質で特定フロンと呼ばれる。また、オゾン層を破壊しないHFC（ハイドロフルオロカーボン）は代替フロンという。
------	--

ま行

用語	解説
マテリアルリサイクル	使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うこと。
緑の少年団	子供たちが森林での学習活動や地域の奉仕活動、レクリエーション活動などを通じて、自然を愛し、守り、育てる心を養うことを目的に活動する少年たちの自主的団体。
未利用エネルギー	ごみ焼却場の排熱や下水処理水、海水、河川水が持つ熱など、私たちの身近にありながら、十分に活用されていないエネルギー。
民生家庭部門	二酸化炭素の部門別排出量の部門の一つ。個人世帯の活動により排出された温室効果ガスを計上する部門。

や行・ら行・わ行

用語	解説
容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）が正式名称。缶やガラスびん、ペットボトル等の容器包装のリサイクルを促進するため、市町村による分別収集（消費者による分別排出）及び分別収集された容器包装の事業者による再商品化という回収・リサイクルシステムを規定している。
ラムサール条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約が正式名称。国際的に重要な湿地の保全及び湿地の適正な利用を目的として、1971年イランのラムサールで採択された。水鳥の生息地だけではなく、様々なタイプの湿地を対象にしており、本県では「串本沿岸海域」が条約登録湿地となっている。
リーマンショック	米国のサブプライムローン問題から起きた住宅バブル崩壊が主な原因となり、2008年9月に米国の大手投資銀行リーマン・ブラザーズが経営破綻した。そのことで、世界的な株式暴落などの金融危機の引き金となった出来事。
類型指定	水質汚濁と騒音の環境基準については、国が類型別に基準値を示しており、これに基づき都道府県が各類型を地域にあてはめ、指定することを類型指定と言う。
和歌山県環境学習アドバイザー	環境学習を推進するため、環境分野の有識者が登録され、和歌山県及び県内の市町村、学校、事業者、住民団体等が実施する研修会、講演会、学習会などに派遣される。



和歌山県自然公園 指導員	和歌山県立自然公園等の保護とその適切な利用の推進のため、公園を巡回し、必要な情報の収集及び報告を行い、公園利用者に対し公園利用の際の遵守事項、事故防止等の必要な助言及び指導を行うとともに、公園の自然保護活動や適正な利用を推進する活動に努める。
和歌山県地球温暖化防止活動推進センター	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、和歌山県知事によって指定された機関。地球温暖化対策に関する普及啓発活動を行う等、行政と連携しつつ民間の立場で和歌山県内の地球温暖化対策の中心的役割を担う。
和歌山県レッドデータブック	保全上重要なわかやまの自然 -和歌山県レッドデータブック-が正式名称。保全すべき希少な種や誇るべき自然環境について、詳細な情報を盛り込んだ資料集。自然環境に関する施策や普及啓発などにおける基礎資料として用いられ、和歌山県は2012年に改訂版を出版した。

和歌山県環境審議会における審議状況

和歌山県環境審議会の開催（審議）

- 平成27年7月 8日 第1回審議会 策定方針検討
 平成27年8月26日 諮問
 平成28年1月15日 第2回審議会 第4次基本計画（素案）審議
 平成28年2月12日
 ～3月7日 パブリックコメント手続
 平成28年3月23日 第3回審議会 同日付答申

和歌山県環境審議会委員一覧（五十音順）

平成28年3月31日現在

氏 名	役 職 等
井 伊 博 行	和歌山大学システム工学部教授
内 田 紘 臣	(株) 串本海中公園センター名誉館長
岡 田 幸 子	和歌山県商工会女性部連合会会長
金 子 泰 純	和歌山大学システム工学部教授
貫 上 佳 則	大阪市立大学大学院工学研究科教授
木 村 英 司	都市音環境計画研究所長
多 田 稔 子	一般社団法人田辺市熊野ツーリズムビューロー会長
田 中 志 保	弁護士
田 中 旬 子	熊野健康友の会会長
田 畑 みき子	J A 和歌山理事
中 川 守	日本野鳥の会和歌山県支部長
副会長 中 野 加都子	甲南女子大学人間科学部教授
狭 間 歌 子	和歌山県母と子の健康づくり運動協議会会長
久 富 邦 彦	和歌山大学教育学部教授
会 長 平 田 健 正	放送大学和歌山学習センター所長
副会長 宮 下 和 久	和歌山県立医科大学衛生学教授
吉 田 登	和歌山大学システム工学部教授